

平塚市議会でも、とんでもないことが

「集団的自衛権で、慎重対応を求める政府への意見書」 保守系、公明党などの反対で、平塚市議会本会議で否決されました

高山和義議員を含めて6人の議員が、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更には、慎重に対応することを求める政府への意見書を提案しました。憲法は「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起ることのないように決意すること」と書かれているように、これまでの政府も憲法の決意を、再三述べてきました。

ところが安倍政権は、憲法の解釈を勝手に変えて再び海外で戦争を出来るように準備をしています。

6名の議員は、憲法解釈の変更は、慎重にあるべきだと提案しましたが、6名の議員以外は「慎重に対応すべき」との意見書に反対し、否決しました。

意見書を提案した6人の議員

日本共産党 松本敏子
渡辺敏光
高山和義
無所属 3人

意見書に反対した議員

平塚自民クラブ 5人
公明ひらつか 5人
清風クラブ 7人
湘南フォーラム 6人
無所属 1人

否決された意見書案

「集団的自衛権に関する憲法解釈の変更には慎重に対応することを求める意見書」案

日本国憲法は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」としている。

そして内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきたが、集団的自衛権については、「行使が出来ないのは憲法9条の制約である。

我が国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」（1983年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきた。

また、これまで政府は、憲法9条第2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」（1990年10月、工藤内閣法制局長官）として、武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきた。

よって政府におかれては、これまでの法制局長官の見解を堅持し、集団的自衛権行使につながるような憲法解釈には慎重に対応し、十分な国民的議論を尽くされることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

平塚市議会